

2024年3月1日

お客様各位

佐賀信用金庫

## 「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊金庫では、破産管財人、相続財産管理人等が手続きのために開設する管理用口座につきまして、口座開設にかかる事務負担等を考慮し、下記のとおり口座開設手数料を新設させていただきます。

今後より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 新設日

2024年4月1日（月）

### 2. 対象口座

- ① 破産管財人、② 相続財産管理人、③ 相続財産精算人、④ 不在者財産管理人、⑤ 遺言執行者、⑥ 遺産整理受任者

※ 上記に関連する管理用口座として作成する口座。（名義変更する場合も含みます）

※ 対象口座につきましては管理・精算終了後に解約していただきます。

名義変更を行っての対象口座の継続利用はできません。

### 3. 手数料金額

開設口座 1 口座あたり 11,000 円（税込）

以上